

(1) 施設の体制によって加算される料金

① 看護体制加算

施設が、常勤の看護師や一定基準以上の看護職員を配置している場合に加算されます。

・看護体制加算（Ⅱ）（イ） 以下の条件のいずれにも該当する場合

- 1) 看護職員を常勤換算法で、利用者 25 名毎に 1 名以上配置している
- 2) 看護職員の配置が最低基準を 1 名以上上回っている
- 3) 看護職員への 24 時間の連絡体制を確保している

看護体制加算（Ⅱ）イ	料 金（1日あたり） 230 円	介護保険給付分 9割 207 円	利用者負担分 1割 23 円
------------	---------------------	---------------------	-------------------

② サービス提供体制強化加算

介護職員に占める介護福祉士の配置割合が高い場合に加算されます。

介護福祉士 6割以上	料 金（1日あたり） 180 円	介護保険給付分 9割 162 円	利用者負担分 1割 18 円
------------	---------------------	---------------------	-------------------

(2) 場合によって加算される料金

① 初期加算

施設に入所または 30 日を超える入院後に、再び施設に入所された場合、入所日から起算して 30 日の期間、初期加算が算定されます（入院期間を除きます）。

入所初期加算	料 金（1日あたり） 300 円	介護保険給付分 9割 270 円	利用者負担分 1割 30 円
--------	---------------------	---------------------	-------------------

② 入院・外泊時の料金

病院へ入院した場合および居宅等に外泊した場合は、上記の料金に代えて、下記の料金となります。但し、一カ月に 6 日（入院または外泊及び最終日は含みません）が限度となります。なお、月をまたぐ場合は最高 12 日となります。

外泊時費用加算	料 金（1日あたり） 2,460 円	介護保険給付分 9割 2,214 円	利用者負担分 1割 246 円
---------	-----------------------	-----------------------	--------------------

(3) サービス利用によって加算される料金

① 療養食加算

施設が医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合に加算されます。

療養食加算	料 金（1日あたり） 180 円	介護保険給付分 9割 162 円	利用者負担分 1割 18 円
-------	---------------------	---------------------	-------------------

※ 療養食 … 医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病、肝臓病、胃潰瘍食（流動食は除く）、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食

② 退所前後訪問相談援助加算

入所期間 1 カ月を超えると見込まれる利用者様の退所に伴って、事前に退所後に生活する居宅、または退所後に他の施設に入所する場合はその施設を訪問し、相談援助をした場合、1 回を限度に下記の料金をいただきます。退所後 30 日以内に同様の相談援助を行った場合も同様となります。

退所前後訪問相談援助加算	料 金（1回） 4,600 円	介護保険給付分 9割 4,140 円	利用者負担分 1割 460 円
--------------	--------------------	-----------------------	--------------------

③ 退所時相談援助加算

入所期間 1 カ月を超えると見込まれる利用者様の退所に伴って、退所時に相談援助を行い、かつ利用者様の同意を得て、退所の日から 2 週間以内に当該利用者様の退所後の住居地を管轄する市町村及び支援センターに対して（当該利用者が希望する指定居宅介護支援事業者）その他の事業者がいる場合にあっては、これらに加えて当該事業者に対して介護状況を示す文書を添えて提供した場合、加算されます。

退所時相談援助加算	料 金（1回） 4,000 円	介護保険給付分 9割 3,600 円	利用者負担分 1割 400 円
-----------	--------------------	-----------------------	--------------------

④ 退所前連携加算

入所期間 1 カ月を超えると見込まれる利用者様の退所に伴って、居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該利用者の退所に先立って当該利用者が希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者様に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合、加算されます。

退所前連携加算	料 金（1回） 5,000 円	介護保険給付分 9割 4,500 円	利用者負担分 1割 500 円
---------	--------------------	-----------------------	--------------------

⑤ 看取り介護加算

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した利用者様に対し、施設が作成した看取

り介護計画に利用者様またはその家族の同意を得て、当該計画に基づき看取り介護を行った場合、亡くなられた月に、亡くなられた日からさかのぼって 30 日の期間を限度として、現に施設で看取り介護を受けた日数分、加算されます。

- ・施設が以下の条件を全て満たす体制をとっていることが必要となります。
 - 1) 常勤の看護師を 1 名以上配置している。
 - 2) 看護職員の不在時でも、オンコール体制等により、24 時間連絡体制を整えている。
 - 3) 看取りに関する指針を定めている。
 - 4) 看取りに関する職員研修を行っている。
 - 5) 看取りを行う際に、個室または静養室の利用が可能になるように配慮を行うこと。
- ・当重要事項説明書 12 ページの「看取り介護に関する指針」をご参照ください。

看取り介護加算 … お亡くなりになられた日までの期間によって単価が変わります。また、退所された場合、退所翌日以降の期間は算定されません。

お亡くなりになられた日より	料 金(1日あたり)	介護保険給付分 9割	利用者負担分 1割
以前 4 日以上 30 日以下	1,440 円	1,296 円	144 円
前日・前々日	6,800 円	6,120 円	680 円
当日	12,800 円	11,520 円	1,280 円

注) お亡くなりになられた日の属する月にまとめて算定されます。

(4) 介護職員の処遇改善に関する加算

介護職員処遇改善加算(Ⅱ) … 所定単位数にサービス別加算率(3.3%)を乗じた単位数を加算します。(所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度額の算定対象から除外されます。)

高額介護サービス費

- ・要介護者が支払った保険給付 1 割の自己負担額が利用者負担限度額ごとの一定の上限額を超えた場合、高額介護サービス費として、超えた分が後日払い戻しされます。
- ・この払い戻しを受けるためには、各市町村に申請する必要があります。
- ・この申請は、原則ご本人ですが、当施設の生活相談員が代行申請も致します。